

News & Topics

中本総合法律事務所

NAKAMOTO & PARTNERS

残暑お見舞い申し上げます

- | | | | |
|------------------|-----------|---------------------|---|
| 1 ご挨拶 | 弁護士 中本 和洋 | 5 ~コラム~ 続 調停委員のつぶやき | 弁護士 倉橋 忍 |
| 2 自転車に関する交通規制 | 弁護士 櫻井 朋子 | 6 隠岐の島、法テラス西郷を訪ねて | 弁護士 幸尾菜摘子 |
| 3 景品表示法への課徴金制度導入 | 弁護士 大高 友一 | 7 パートナー就任のご挨拶 | 弁護士 鍵谷 文子 |
| 4 消費者庁から | 弁護士 佐藤 碧 | 8 出身者のお便り | 津地方裁判所 伊勢支部 判事補
(弊事務所元職務経験弁護士) 大和 隆之 |



ご挨拶

所長 弁護士 中本 和洋

今年も暑い夏がやってきました。日本の夏、とりわけ大阪の夏は、暑さが年々厳しくなってきたように感じます。皆様には、

この暑さに負けず、お元気でお過ごしのことと思います。

国際カルテル問題で、日本の自動車部品メーカー20数社が、米国の司法省から2000億円以上の罰金を課せられたとか、車の大量リコール事件で、日本の自動車メーカーが1000億円近い和解金を米国の消費者に支払ったとか、国際二重課税問題等、最近、国際的な法律問題が報道されることが多くなっています。

このように海外での企業活動が増大することによって、民事紛争も国際化が進んでいます。国際的な企業間のトラブルを解決

するには、国際商事仲裁が用いられることが多いのですが、日本の東京と大阪にある国際商事仲裁の申立件数は、年間20件前後にすぎません。一方、香港、韓国、シンガポールの商事仲裁では、各々、年間100件以上の申立があります。日本の企業間でも、日本以外のこれらのアジアの商事仲裁を利用しています。何故、日本の商事仲裁が利用されないのでしょうか。勿論、英語を話せる仲裁員が少ないということもありますが、日本の訴訟制度では、弁護士、依頼者間の秘密特権が無いことや、証拠収集や損害賠償の点で、十分な権利救済ができないと見られていることも大きな原因です。このような国際的な民事紛争に対応できるように、訴訟制度を改革することやグローバルな法務人材を育成することも、日本の民事司法制度の改革課題です。このような問題についても、弁護士及び弁護士会はこれから取組んでいく必要があります。

暑い日がまだまだ続きますが、皆様のご健勝を祈念しています。

自転車に関する交通規制

弁護士 櫻井 朋子

自転車に乗り、風を切って走るのは、とても爽快です。自転車は、渋滞とも無縁、節約にもなる上、健康にも良いなど言われており、非常に魅力のある乗り物です。しかし、その一方で、自転車に対し「危ないなあ。」と感じたことのある方も多いのではないのでしょうか。

自転車は、「軽車両」として道路交通法の規制対象とされており、昨年の法改正により、その規制は、より厳しくなりました。

また、各地方自治体も、条例で自転車の利用に関して規制をしています。

これらの規制の多くについては、違反者に対する罰則も定められているということをご存じでしょうか。

■自転車安全利用五則

自転車に乗る際の特に重要なルールとして、「自転車安全利用五則」があります。その内容は、①自転車は、車道が原則、歩道は例外、②車道は左側を通行、③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、④安全ルールを守る、⑤子どもはヘルメットを着用、とされています。

自転車安全利用五則のうち、「②左側を通行」というルールに関しては、平成25年12月1日施行の改正道路交通法(17条の2)において、路側帯を通行する場合にも左側を通行しなければならないと定められました。右側にある路側帯を通行した場合には、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が科されるおそれがあります。

なお、白色の二本線で示された路側帯は、歩行者専用ですので、自転車の通行自体が禁止されているということにも注意が必要です。

■「安全ルール」

自転車安全利用五則のうち、「④安全ルールを守る」にいう「安全ルール」とは何でしょうか。ここでいう安全ルールとは(a)夜間のライト点灯(5万円以下の罰金)、(b)飲酒運転の禁止(酒酔い運転をした場合、5年以下の懲役または100万円以下の罰金)、(c)二人乗りの禁止(2万円以下の罰金または科料)、(d)並進禁止(2万円以下の罰金または科料)、(e)信号を守る(3か月以下の懲役または5万円以下の罰金)、(f)一時停止(3か月以下の

懲役または5万円以下の罰金)などが挙げられます。

■条例による規制

自転車に対する規制は、道路交通法に定められたものばかりではありません。

たとえば、大阪府道路交通規則13条等により、次の行為は5万円以下の罰金の対象とされています。

- A. 携帯電話、携帯ゲーム機等を手で持って通話・注視しながら自転車を運転すること
- B. ヘッドホンステレオ等を使用して大音量(緊急自動車のサイレン等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量)で音楽等を聴きながら自転車を運転すること
- C. 傘を差すなど視野を妨げ、もしくは安定を失うおそれがある方法で自転車を運転すること

大阪府のほか、各市などにも自転車の利用等に関する条例があります。各自治体がインターネットなどでも公開していますので、一度ご確認いただき、ルールを守って安全に自転車をご利用いただきたいと思います。

景品表示法への課徴金制度導入

弁護士 大高 友一

■景品表示法の役割と重要性

昨年秋に、関西の有名ホテルやレストランのメニュー表示において実際に使用していた食材とは違う食材名がメニューに書かれていたということがわかり、大きな社会問題となりました。まだ、皆さんの記憶にも新しいところかと思えます。

メニュー表示にとどまらず、商品やサービスの広告とか表示というものは、売り手にとっても買い手にとっても重要なものです。売り手にとっては、商品やサービスの情報を提供することにより、数ある同じような商品から自分たちのモノやサービスを買ってもらえるようにするために、買い手にとっては少しでも良いものを買うための判断材料にするために、広告や表示というものが非常に重要な役割を果たします。

このような広告や表示において、事実ではない表示がなされたり、実際よりもよく見せかける表示がなされたりすると、買い手は適切に商品やサー

ビスを選択できないようになりますし、売り手の方も真面目に広告や表示をしている売り手の商品やサービスが売れにくくなってしまいうことになってしまいます。

もちろん、自由競争のマーケットにおいては、売り手も買い手も、その利益が最大化するように行動することが大前提ですから、売り手が他の競合商品との差異を積極的にアピールするのはむしろ当然の行動です。しかし、このアピールが行き過ぎて、買い手の自由かつ適切な選択を阻害するようになってくれば、むしろ弊害の方が大きくなってきます。なぜなら、商品やサービスに関する正確かつ十分な情報を買い手が有することが、買い手の自由かつ適切な商品選択の前提であり、自由競争の大前提だからです。

このようなことから、商品やサービスの広告や表示については、いわば自由競争の土俵に関するルールとして、適正な表示がなされるよう多くの国で規制がなされており、日本でも景品表示法という法律によって不正表示について規制を行うとともに、行政等による執行手段が整備されています。日本の景品表示法はもともと独占禁止法の特則として昭和35年に制定され、その後、広告や表示に関する問題が生じるたびに不当表示規制や執行手段が強化されてきました。平成21年からは消費者庁の発足に伴って所管省庁が公正取引委員会から消費者庁に移され、消費者の利益保護のための法律として活用されています。

■今国会で成立した景品表示法改正

昨秋にメニューの不適切表示が社会問題化して以降、政府において景品表示法の執行強化が検討され、本年3月に法案が国会に提出され、6月6日に成立しました。この改正法の主なポイントは以下のとおりです。

- ①行政の監視指導體制の強化
消費者庁が持つ景品表示法の執行権限を関係省庁や都道府県にも委任ないし付与。
- ②適格消費者団体等との連携
景品表示法上の差止請求権限を持つ適格消費者団体に必要な情報提供
- ③事業者のコンプライアンス体制の確立
事業者に表示等の適正な管理のための必要な

体制整備を義務づけ。具体的内容については、法施行後、消費者庁において必要な指針を定める。

④景品表示法違反行為に対する課徴金制度整備の検討

法施行から1年以内に検討の上、必要な措置を講じる。

以上のポイントの中でも最もインパクトのある事項は、④の景品表示法違反行為に対する課徴金制度整備の検討でしょう。景品表示法違反行為に対する課徴金制度の導入は、平成20年にも一度検討され法案も国会提出されていますが廃案となり、その後は大きな動きがない状況が続いていました。今回の改正法上は法施行から1年以内に検討とされていますが、実際には改正法の国会審議と並行して政府の消費者委員会において課徴金制度の検討が行われ、改正法成立直後の6月10日に課徴金制度導入の必要性を指摘する答申が出されており、早ければ今秋の臨時国会に改正法案が提出される見込みです。

■提案されている課徴金制度の概要

消費者委員会の答申の主なポイントは以下のとおりです。

- ①景品表示法違反行為に対するインセンティブを削ぐため、課徴金制度を導入する必要性が高い。
 - ②有利誤認表示(商品やサービスを実際よりも「良い」と見せる表示)や優良誤認表示(商品やサービスを実際よりも「お得な」と見せる表示)を対象とすべき。
 - ③不当表示がなされた場合には、事業者において不当表示を意図的に行ったものではなく、一定の注意義務を尽くしたことについて合理的な反証がなされない限り、原則として課徴金を賦課すべき。
 - ④中小企業に配慮し、一定の規模以下の事案については、課徴金の対象から除外する。
 - ⑤課徴金率については、違反事業者に不当利得を残させないという観点から、適切な率を今後検討する。
 - ⑥違反事業者が自主的に返金等の被害回復を行った場合には、課徴金額から一定の控除をするような仕組みについても検討する。
- 以上のポイントのうち、課徴金率については、

平成20年改正法案において提案されていた不当表示の対象となった商品等の売上額の3%というのが今後の検討における一つの参考にはなりますが、前記答申では違反事業者に不当利得を残させないという観点が強調されており、これよりは高い率が提案される可能性もあるものと思われま

■おわりに

いずれにせよ、商品やサービスの内容が高度化している現代社会においては、消費者取引における広告や表示の適正確保はますます重要になってきています。事業活動を行うにあたっては、これまで以上に広告や表示に関するコンプライアンスに留意が必要でしょう。

消費者庁から

消費者庁表示対策課 景品・表示調査官 弁護士 佐藤 碧

盛夏の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は現在、消費者庁表示対策課で景品・表示調査官(課長補佐)として執務しております。

中本先生の薦めで消費者庁に出向してきたのは平成23年11月のことで、それからもう3年近くが経ちました。これまでの業務の内容を簡単にご紹介したいと思います。

■消費者制度課における業務

出向当初、私は消費者制度課という課で政策企画専門官として勤務しておりました。業務の内容としては、消費者安全法の改正作業の補助業務、及び「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」(以下「行政手法研究会」といいます)という研究会の事務局としての業務が中心でした。

私は主に行政手法研究会関連の作業を任されておりました。行政手法研究会は、小早川光郎教授(成蹊大学)を座長とした、跡を絶たない消費者の財産被害事案、特に被害者自身による自力救済が困難な事案について、行政が介入していく余地がないかという、行政の役割の根本にコミットする、困難なテーマの検討を行う研究会でした。私の着任後は(1)行政による経済的不利益賦課制度、

及び(2)財産の隠匿・散逸防止策の検討が行われました。主に検討対象となったのは、(1)については不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」といいます)への課徴金導入、(2)については悪質事業者についての消費者庁による破産申立制度(保全命令を含む)でした。その他の様々な行政手法も含め、我々のチームは月1回程度の研究会に向けての毎回の資料作成や委員の意見の取りまとめを行っておりました。資料については、大量の文献を参照し、100頁近いものを作成することもありました。海外制度の委託調査を行ったり、委員やオブザーバーの意見の調整等も行ったりと、弁護士の経験からは縁遠い作業もあり苦労しましたが、著名な学者の先生方から多くの意見を頂戴することができ、私自身大変勉強になったと思います。

研究会については平成25年6月に最終取りまとめに至り、報告書が公表されました(「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策について」)。

■表示対策課における業務

行政手法研究会での作業を通して、景品表示法の執行現場の作業に関心を持った私は、中本先生のお許しを得て、庁内で異動することとなり、平成25年7月から現在の表示対策課で執務することになりました。内閣府をはじめ、いろいろな行政機関からの出向者のいる消費者制度課から、公正取引委員会からの出向者が多くを占める(もともと景品表示法は公正取引委員会が所管していたため)表示対策課への異動ということで、同じ行政機関にいながら全く異なる組織に来たような錯覚に陥ることがあります。これも設立からまだ日が浅く、多くの出向者で成り立っている消費者庁という行政機関の特性と思われる。なお、消費者庁は私同様、任期付きで赴任する弁護士の割合も、霞ヶ関の中ではかなり高いと聞いています。

課長補佐という立場で、初めて部下を持ち、ひとつの班を率いる立場にはなったのですが、執行自体全く経験のなかった私は班員に助けられながらなんとか作業を進めてきたという状態です。

作業内容の中心は、もちろん景品表示法違反の事件調査です。調査の結果重大な違反が判明した

場合、最も重い措置命令という行政処分(景品表示法第6条)を行うことになり、そこに至らない事件については行政指導を行います。地方の事件については、公正取引委員会の地方事務所に事件調査を依頼し、措置命令相当となった場合には、弁明の機会の付与という事前手続、命令、及び公表(記者会見を行います)も当該地方事務所でを行うため、出張も多くスケジュールはハードです。しかし、事件調査→事実の把握→法律上の要件へのあてはめという過程は、弁護士業務と似たものがあると感じており、よい経験になっていると実感しています。

異動後ほどなくして、阪急阪神ホテルズに端を発し、ホテル・レストランでのメニューの偽装表示が次々と明るみになりました。異動後なんとか事件を回していたところに、大量のメニュー事件調査が降り注ぐことになり、一時期は班全体がメニュー事件にかかりきりという状態が続きました。

そしてこれらの事件をきっかけとして、景品表示法の改正の動きが加速することとなりました。

■おわりに

上記のメニュー問題を受け、景品表示法について一部改正する法案が提出され(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号))、同法案は平成26年6月に成立、公布に至りました。内容としては、行政の監視指導體制の強化(都道府県知事への措置命令権限の付与等)や事業者の表示管理体制の強化を柱とするものです。そして、課徴金制度の導入についての検討規定もおかれしました。

上記の行政手法研究会では、景品表示法への課徴金導入については将来に向けての検討課題という位置づけになっておりましたが、このように、現在は課徴金導入への流れが一気に進みつつあります。

ここまでの動きは、異動時には全く予測できなかったのですが、これまでになく景品表示法の動向に注目が集まる中、執行の現場に身を置くことができたのは、今後の弁護士としての業務に大きな意味をもたらすことになったと思っています。

3年間弱、慣れない行政機関での仕事でしたが、周囲のいろいろな方に支えられてなんとかこな

して参りました。今後も消費者庁の二つの課で経験したことを活かせるように精進していきたいと思っています。

隠岐の島、法テラス西郷を訪ねて

弁護士 幸尾菜摘子

当事務所にて昨年1年間勤務されていた堀友紀子先生が、本年より隠岐の島"法テラス西郷"に赴任されています。

そこで、当事務所より、8月1日から3日間、中本弁護士・上田弁護士・幸尾弁護士の3名で堀先生を訪問しました。

隠岐の島の人口は約1万5000人。本土とのアクセスは、フェリーが1日往復3便(所用時間1時間10分以上)又は飛行機のみです(出雲空港・伊丹空港より1日往復各1便)。



左から上田弁護士、堀先生、幸尾弁護士、中本弁護士



フェリーから見た隠岐の島

隠岐で働く弁護士は、堀先生たったお一人。堀先生は、島民の方々の法律相談を一手に引き受



堀先生と事務局の方

けていらっしゃる。現在、堀先生が受任されている事件は約30件、そのうち訴訟事件が約3件、成年後見事件が約5件です。「弁護士1名、事務局2名で事務所を運営しております。」「役場や社会福祉協議会の方からも相談を受けます。責任の重い立場にあることを常に自覚して仕事に臨んでいます。」(堀先生)

隠岐の島には松江地方裁判所西郷支部、西郷簡易裁判所があります。簡裁には裁判官が常駐していますが、地裁は裁判官が常駐しておらず、開廷日が3ヶ月に2回しかありません。

また、隠岐の島には区検察庁がありますが、

島内に留置施設がなく、逮捕された被疑者は本土に送られます。そのため、島内で扱われる刑事事件は在宅事件のみです。「先日、隠岐では3年ぶりの被告人国選事件を担当しました。」(堀先生)

その他にも、市民向けの暮らしに役立つ法律セミナーや、役場



堀先生が出張法律相談をされている西ノ島町立中央公民館

column

続 調停委員のつぶやき 弁護士 倉橋 忍

1 前回のコラムでは、私が遺産分割に関する調停委員として活動するにあたり、意識していること(信頼関係を築いた上で「早期に」合理的な調停委員の案を提案し、当事者を説得することなど)を説明させていただきました。もちろん、このやり方は必ずしも一般的なものではなく、あくまで私が意識していることです。そして、この点については、前回のコラムで記載後、強引ではないかというご批判もいただきました。確かに、十分に話を聞き、当事者に自主的に解決をしてもらうように調停をすすめていくというやり方もあるわけで、ケースによってはその方がいい結果を生む可能性もありえると思います。

しかし、さらにご批判を受けることを覚悟の上で、私が関与した調停の結果について補足させていただきたいと思います。

私が調停委員をしている約6年間の間に取扱った案件は23件です。この23件中、成立したものは16件、不成立(取下を含みます)は5件、係属中のものは2件という割合です(係属中の2件をのぞきますと成立率は約76%です)。

そして、成立した案件についての成立までに要した期日の平均回数は、約5.3回です。期間的には8~10ヶ月程度でしょうか。自分としては、早期の解決になっているのではないかなどと考えています。

2 今回のコラムでは、調停の裏側について少し説明をさせていただきます。

調停を利用される方は、調停委員と交互に話をされ、次回期日を決めるというかたちで裁判所を利用されています。では、調停の期日が終了した後はどうなっているのでしょうか。

調停委員は、通常、調停期日が終了した後、その日の調停の内容をメモします(近時は、当事者双方立会いの上で当日話し合った内容を確認したり、次回までに準備することを確認することなども行っています)。そしてその際には、調停委員の間で(調停は通常2人の調停委員で行います)、その日のやりとりの議論をしたり反省をしたりします。当事者に対する不満(あまりにわからずやの場合など)をぶつけ合うことも

の会議への出席など、精力的にお仕事をされておられます。

また、隠岐諸島には、隠岐の島の他に西ノ島(人口約3000人)や海士島(人口約2000人)があります。これらの島には弁護士がいないため、堀先生は約1時間フェリーに乗って島まで行き、公民館で出張法律相談をしています。

隠岐で唯一の弁護士として活躍されている堀先生。「島民の方に『先生に相談してよかった!』と言われるときに、やりがいを感じます。」と笑顔で語ってくださいました。これからも、益々のご活躍をお祈り申し上げます。



パートナー就任のご挨拶

弁護士 鍵谷 文子

本年4月より、中本総合法律事務所のパートナーに就任し、事務所運営に携わることとなりました。

平成21年1月に入所して以来、約5年間にわたり、会社法、労働法、不動産、M&A、債権回収、医療過誤、倒産法などに関する様々な案件に携わる機会を頂いて参りました。今日の弁護士としての私があるのは、ひとえに、これまで私を温かく見守って下さった依頼者の皆様をはじめとする関係者の皆様のご支援とご厚情の賜物と深く感謝しております。

今後は、皆様から頂いた貴重な経験を糧としながらさらなる研鑽を積むとともに、人間力を磨き、皆様のニーズにお応えできるようこれまで以上に精進して参る所存でございます。

もとより未熟ではございますが、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

あります(人間ですものね)。その後、調停委員は、調停の進行状況や問題点などについて、裁判官に報告をします(近時は、直接の報告は行わず、上記調停委員のメモを裁判官が見て次回の期日までに裁判官が調停委員宛でのコメントを書いておくということも行われています)。

裁判官からは、調停のすすめ方についての希望等が示されます。問題点についてもコメントがあります。ただ、必ずしも裁判所内での運用が確定していない問題もあり、結構裁判官と意見交換をすることもあります。

そういうときには裁判官の本音(人間性)がわかります。かなり自分の考え方を強調する方(強引にこうすべきと力説される方もおられます)、両者の考え方に理由があるのであればそれぞれに譲歩してもらってはどうかという方、ある程度調停委員のやり方におまかせする方(不調になったあとのことは裁判官が処理するので調停(話し合い)の時点ではまかせるといっていいのでしょうか。)などがおられます。そして調停委員としては、このような裁判官の考え方に極力配慮して次回以後の調停をすすめていきます。

我々弁護士は、トラブル解決のために裁判所を利用しています。そして、和解等の場面では

かなり裁判官と話をします。しかし、その場面ではあくまで一方当事者の代理人としてです。裁判官と人間対人間の話はなかなかしにくい状況です。

それに対し、調停委員の場合は、裁判官と共同作業をしています。そのため裁判官の本音まで聞くことができ、本当の意味でのその裁判官の人間性がわかります。

今回は調停委員に色々なタイプの方がいることを説明しました。私のやり方(紛争を「早期に」合理的に解決することに重点を置く)も説明しました。しかし、調停を利用する場合でも、合意ができなければ、訴訟と同じく、裁判官が最終的な判断権者です。調停をすすめるにあたっては、裁判官の考え方が重要となります。そのため、実際は、調停においても裁判官のキャラクターがかなりウェイトをもっていると思います。そういう意味では、調停委員のあたりはずれだけでなく(自分にあたった人はあたりだと自分自身は勝手に思っているのですが)、裁判官のあたりはずれの方が重要なかもしれません。

出身者のお便り Letter from Ise

津地方裁判所 伊勢支部 判事補
(弁護士元職務経験弁護士) 大和 隆之

私は、判事補の弁護士職務経験制度により、平成23年4月から平成25年3月までの二年間、中本総合法律事務所でお世話になり、弁護士として仕事をさせていただきました。その後、平成25年4からは、津地方・家庭裁判所伊勢支部において、裁判官として勤務しています。中本総合法律事務所を出てから、早いもので一年余りが経過しました。少しですが近況をお伝えさせていただきたいと思います。

伊勢市は、昨年は20年に一度の伊勢神宮の式年遷宮の年にあたり、内宮・外宮を中心にたいへん賑やかな一年でありました。今年に入ってもその活気は続いているように思われます。伊勢の裁判所は、この伊勢神宮の外宮近くに位置しており、外に出て少し歩けば外宮周辺の賑わいを感じることができます。また、伊勢市は、北に松阪市が、南(東)に行けば鳥羽市・志摩市があります。この辺りは海にも山にも近く、自然に恵まれ食文化も豊かで、伊勢神宮以外にも観光スポットは数多くあります。私は伊勢に来てから知ったのですが、伊勢市内も流れる宮川は日本有数の清流とされており、川辺の風景は素晴らしく、多様な生き物に触れ合うことができます。また、宮川堤の桜はさくらの名所100選に選定されているとのこと。

伊勢の裁判所には、私以外に、支部長の裁判官と簡易裁判所の裁判官がおり、私は、刑事事件を中心に、家事事件や民事事件も一部担当しています。伊勢支部に来て初めて単独事件(裁判官一人で審理・判断する事件です)を担当することになった私は、当初、どのように審理を進めたらよいか、主張や証拠の見方や評価は間違っていないか、そして、最終的な結論は法的に適正か、といった一つ一つの問題に直面し、自問自答する日々を送っていました。その後、一年余りが経過し、少しずつ慣れてきた部分もありますが、事件の難しさによって程度の差こそあれ、そのような迷いや悩みは尽きることがありません。

このように迷ったり悩んだりしたとき、私はよく、中本総合法律事務所でも過ごしたことを思い返します。二年の間に学んだ三つのことがあります。一つめは、

当該案件にはどのような背景があり、広がりがあるのか、当事者・関係者の方はどのような思いや価値観を持っているのか、ということについても想像を巡らせるということです。弁護士として相談を受ける中で、そのような背景事情や相談者の方の思いや価値観といったことについて十分に話を聞くことが、当該案件の解決のための方策や道筋を考える上でとても重要だということを強く感じてきました。裁判所での法的解決の中では、それらを全てくみ取り、応えるというわけにはいかない場面も多くありますが、紛争の実態を把握し、適正な解決を図る上で、決してこれらのことに無知・無関心であってはいけないと考えています。二つめは、十分に議論し、意見交換をするということです。中本総合法律事務所では、パートナーの先輩弁護士の方々や、年の近い若手弁護士の方達と、様々な局面で議論や意見交換を繰り返してきました。私は現在、最終的には一人で判断する事件を担当していますが、だからこそ、同じ事件に携わる書記官・事務官と十分に話をし、連携しておくことはとても重要です。また、先輩の裁判官との話の中から得られるアドバイスは非常に貴重なものです。中本総合法律事務所での自由闊達な議論や意見交換の経験は、現在の職務にとっても活かしていることを実感しています。最後の三つめは、自分の仕事に真っ直ぐに取り組むということです。中本総合法律事務所では、多種多様な相談を受け、解決の道筋すら簡単には見えてこないような困難な案件も少なくありませんでした。それでも、事務所には、少しでも良い解決の途を探り、その実現のためには労を惜しまないという姿勢を貫く弁護士の皆さんがいました。私は、現在、裁判官として判断に迷ったり悩んだりする局面では、このことを思い出し、真っ直ぐな気持ちで正面からその事件に取り組むよう心掛けています。また同時に、事務所の皆さんが日々そのように奮闘しておられることに思いを馳せ、勇気づけられることも多くあります。

中本総合法律事務所での二年間の日々は、とても活気にあふれた楽しいものでした。その後、こうして近況をお伝えする機会をいただいたことは嬉しく、感謝の気持ちで一杯です。本当にどうもありがとうございました。

中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階
TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail: info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・豊島ひろ江・大高友一・宮崎慎吾・黒柳武史・鍵谷文子
櫻井朋子・佐藤 碧・朝倉 舞・上田倫史・幸尾菜摘子・谷口英一

(消費者庁出向中)

中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 荻島ビル4階
TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail: mail@nk-law.gr.jp

三木 剛・長門英悟

<http://www.nakamotopartners.com>